「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者会見資料②
令和７年１月29日
総務部防災安全課
担　当：星
連絡先：022-358-3180

～富谷市独自支援策～
防犯対策用品購入費用等の一部補助

今般、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）による強盗事件が全国的に発生していることを踏まえ、犯罪の抑止、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため、市の独自支援策として、令和７年２月１日から防犯対策用品の購入及び設置費用の一部補助を開始いたします。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ記事に取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 対　象　者　・購入日と申請日に市内に住所があり居住していること
・申請者本人と世帯員全員が市税を滞納していないこと

2. 補助額等　**・購入費用等の1/2（100円未満切り捨て）とし、上限5,000円**
・1世帯につき1回限り

3. 申請受付　**２月３日（月）～**

4. 補助対象用品　・防犯カメラ、屋外設置用センサーライト、防犯ガラス、窓ガラス用防犯フィルム、人感センサー付きライト、補助錠、防犯砂利などの防犯対策用品で，２月１日以降に購入・設置したもの。

5. 補助対象外　・護身用具（防犯ブザー、催涙スプレーなど）、自動車用ハンドルロックカバーなどの盗難防止装置等
・購入・設置前に事前に問い合わせください。

富谷市防犯対策用品
購入費補助金のご案内

犯罪の抑止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯対策用品を購入、設置した方を対象に費用の一部を補助します。

対　象　者

次の要件を満たす方
①購入日及び本補助金の交付申請日において、富谷市に居住し、
　富谷市の住民基本台帳に登録されていること。
②本補助金の交付を受けようとする方と同一世帯の全ての方が、富谷市の市税を滞納していないこと。
③富谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しないこと。

補　助　金　額

防犯対策用品購入及び設置費（消費税等込）の
１／２の額（１００円未満は切り捨て）上限５,０００円を限度とします。

※郵送料等は対象になりません。
※補助金の交付は１世帯につき１回限りとなります。

【例】・１２,０００円（税込）のセンサーライトを購入（設置）した場合
　　→　１／２の額：６,０００円　補助額：５，０００円（上限額）
　・７,５００円（税込）のセンサーライトを購入（設置）した場合
　　→　１／２の額：３,７５０円　補助額：３，７００円（１００円未満は切り捨て）

補助対象防犯対策用品（例）

令和７年２月１日以降に購入した新品の防犯対策用品であること。

【防犯対策用品例】

防犯カメラ、屋外設置用センサーライト、
防犯ガラス、窓ガラス用防犯フィルム、防犯格子、補助錠、
サムターンカバー、ガードプレート、防犯砂利　など

補助金の交付を受けようする者又はその同居する親族が所有し、又は賃借している市内の住居等に設置すること。
※賃借の場合は、所有者からの設置の許可を得ること。

★注意★
自動車用ハンドルロックバーなどの盗難防止装置等は、補助の対象となりません。

補助金交付の流れ

1　防犯対策用品を購入，設置

※令和７年２月１日以降に購入，設置。新品であることなどを確認して下さい。

2　補助申請書類の準備

⑴　**申請書兼交付請求書（様式第１号）**

⑵　**領収書等の写し**
※購入品目，購入金額，領収書発行者名，購入日が記載されているもの。

⑶　**防犯対策用品を設置したことが確認できる写真**

⑷　**申請者及び申請者と同一世帯全員分の住民票の写し**
※市長が住民票を確認することに同意した場合は不要

⑸　**申請者及び申請者と同一世帯全員分の納税証明書**
※市長が納付状況を確認することに同意した場合は不要（同意書を提出）

⑹　**口座情報の写し**
※振込先が確認できる通帳 又は キャッシュカードの写し

3　準備した補助申請書類の提出

富谷市役所２階防災安全課 又は 市内各出張所 に提出
（令和６年度購入分：令和７年３月３１日（月）まで）

4　書類審査，補助金の口座への振込

※申請書受理後，振込まで３～４週間程度お時間を頂きます。

問い合わせ先

富谷市役所　総務部　防災安全課
TEL：022-358-3180
Mail：bousai@tomiya-city.miyagi.jp
住所：富谷市富谷坂松田30番地